

第10回教育委員会（定）

開会日時 平成26年 5月 23日（金） 午前 10時00分
閉会日時 午前 11時36分
開会場所 教育委員会室

出席者

委員	別府明雄
委員	松澤智昭
委員	高野佐紀子
委員	青木義男
委員	橋本正彦

出席事務局職員

事務局次長	寺西幸雄	庶務課長	小林 緑
学務課長	榎木恭子	生涯学習課長	中島 実
指導室長	矢部 崇	新しい学校づくり担当課長	新部 明
学校地域連携担当課長	木内俊直	学校配置調整担当課長	水野博史
中央図書館長	代田 治		

署名委員

委員長

委員

午前 10時 00分 開会

委員長 本日は、5名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。
ただいまから、平成26年第10回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、寺西次長、小林庶務課長、榎木学務課長、中島生涯学習課長、矢部指導室長、新部新しい学校づくり担当課長、木内学校地域連携担当課長、水野学校配置調整担当課長、代田中央図書館長の、以上9名でございます。

本日の会議録署名委員は、会議規則第29条により青木委員にお願いいたします。

本日の委員会は、3名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 議案第28号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(指導室)

委員長 日程第一 議案第28号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、次長と指導室長から説明願います。

次長 それでは、議案第28号。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則。

上記の議案を提出する。

平成26年5月23日。

提出者は、橋本教育長でございます。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第16条第2項に、次のただし書きを加える。

ただし、連続して90日を超えることができない。

第16条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3項、前項ただし書きの規定にかかわらず、病気休暇の承認を受けた職員が職務に復した日から起算して1年以内に再び同一の疾病又は負傷のため病気休暇の承認を受けることとなった場合に認めることができる病気休暇の期間は、90日から再び承認しようとする病気休暇の前日から起算して1年以内に含まれる病気休暇の日数を差し引いた日数を越えることができない。

4項、第2項ただし書き及び前項の規定は、地方公務員法第22条第1項に規

定する条件付採用期間中の職員には適用しない。

付則。

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

指導室長の方から、補足をお願いします。

指導室長 幼稚園職のこの勤務の条例の改正は、主に国の流れとか、ほかの区の職員の流れに沿って、幼稚園の職員もやりますというような趣旨のことです。

病気休暇の制度は昔からあったわけですが、これは、新旧対照表を見ていただくと分かる通り、古い方では、16条で「必要最小限の期間」という言い方しか実はしていなかったわけですが、運用上、90日を上限としているというのは、給与の方ではなっていたわけですが、それを明文化して、勤務の方でも90日というのをつけ加えるという意味合いのものでございます。

国の方で平成23年1月1日からこういったことを新たに設定していたわけですが、順次、地方自治体の方でもやっていくということで、現在、23区の中では、8区が既に、3月31日現在で規定整備が終わっているということで、板橋はちょっと遅れておりましたけれども、6月1日が施行日ということで考えているものでございます。

以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

一般の区の職員も同じようなことでしょうか。

次長 同じ6月1日から施行ということで、今、規定整備をしているところでございます。

委員長 分かりました。一応、明文化したことと、国の方針に沿うということですので、ほかにご意見がなければ、お諮りいたします。

日程第一 議案第28号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 では、そのように決定します。

○議事

日程第二 議案第29号 区立学校副校長配置に係る内申について

(指導室)

委員長 日程第二 議案第29号「区立学校副校長配置に係る内申について」、この議案は人事案件のため非公開とし、議事進行の都合上、委員会の最後に聴取することとします。

○議事

日程第三 議案第30号 板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例の条例案の決定及び意見の聴取について

(指導室)

委員長 日程第三 議案第30号「板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例の条例案の決定及び意見の聴取について」、次長と指導室長から説明願います。

次長 それでは、議案第30号東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例の条例案の決定及び意見の聴取について。

上記の議案を提出する。

平成26年5月23日。

提出者は橋本教育長でございます。

東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例の条例案の決定及び意見の聴取について。

平成26年第2回東京都板橋区議会に提出された下記の案件について、別紙のとおり条例案を決定し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく区長からの意見の聴取について、区長原案に同意する。

記。

1、東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例。

次のページについているのが、区長からの意見聴取でございます。

3枚目以降が、条例案でございます。内容については、指導室長からご説明いたします。

指導室長 それでは、条例案をご覧いただきたいと思っております。

全体では15条の条文からなる条例を提出するということになります。

第1条の目的でございますけれども、これは国の法を受けまして、板橋区としてのいじめへの対応について定める目的の条例設置ということでございます。

第2条は言葉の定義でございますが、いじめの定義については、ほぼ国のものを引用しておりますけれども、学校に行っている、いないにかかわらずということの本区の特徴としておりますので、国の条例では、当該学校等に通っている云々と書いてあるのですが、これを省いたものになっております。

(2)の子どもについての規定ですが、これも本区で独自の設定となっていて、国の設定では小・中・高等学校に通っている子どもということになっておりますけれども、本区の場合は、区立学校に通っている子どもだけではなく、板橋に住んでいる子どもで、例えば、板橋の高校に通っている子ども、あるいは幼稚園に通っている子ども、そういった子どもさんも含んで、板橋の子どもとして捉えるという考え方をとっております。

(3)の保護者については、国のものを引用しております。

(4)の学校については、先ほどお話ししましたが、小・中学校と特別支援学校に加えて、幼稚園と保育所、区立の方ですが、この2つも加えたものを板橋の特徴としています。

(5)と(6)については、区民と関係機関ですが、これは国のものにはありませんけれども、板橋区は子どもたちを地域で育てるという区でございますので、その特徴を出すために区民と関係機関の定義をしています。

基本理念については、第3条が3つの項目からなっていますが、いずれも、区としての環境づくりを中心として、区全体でいじめ問題を克服していくというようにつくりになっております。

第4条は、区の責務として3つ掲げておりますけれども、学校、保護者、関係機関等との連携をとりながら、必要な施策と啓発活動を行っていくのが区の責務となっております。

なお、3番については「あいキッズ」について記述していますが、教育機関に準ずる子どもたちが集まってくる組織でございますので、「あいキッズ」をあえて入れております。

第5条、学校の責務ですが、これはほぼ国のものを引用しています。

第6条の保護者の責務については、国のものを大方引用していますが、保護者に、自分のお子さんについての第一義的責任が生じているということを改めて強調するものでございます。

第7条が、区民と関係機関についてですが、この2者については、責務ではなくて、役割ということで押さえさせていただいて、努力義務を定めたものでございます。

第8条は、区の財政上の措置をするということを定めたものでございます。

第9条につきましては、基本方針の策定でございます。

これは、条例が成立した後にもたまたまお諮りしたいとは思っていますが、具体的な対策と行動計画を記したものというように考えております。

それから、第10条の学校のいじめ防止対策の基本方針ですが、これはつくらなければならないことになっておりますので、学校に義務づけるとするものでございます。

第11条のいじめ問題対策協議会については、区が設置する、いじめ問題に対する組織の設置についてでございます。それについては1項から3項までが規定しております。

第11条の第4項にありますのが、教育委員会の附属機関としてのいじめ問題専門委員会、これの設置のための条文でございます。第4項と第5項がその専門委員会についてのことを規定しています。

第12条は関係機関との連携についてですが、これは板橋の特徴として1つ条文を起こしたものでございます。

第13条は、インターネット等を通じて行われる、子供同士が面と向かっていない状況でのいじめを新たに規定したもので、本区では、ネットパトロール等の施策も行っているところから、これを新たに入れております。

第14条につきましては、重大事態の対処でございまして、これは前回もお話ししたかもしれませんが、子供の生命にかかわることであるとか、金品にかかわること、あるいは学校に行かれない状況になってしまっていることについての対応についてです。区と学校、教育委員会で調査の組織を設けるというような規定をしております。

第15条については、その区と学校で調査したものについて、区長がさらに再調査等を依頼するための区長の附属機関を設置するという条例をつくっております。

付則については、そこにあるとおりでございます。

以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

中身については、もう従前から討議してまいりましたので、特に問題ないと思えますが。

高野委員 パブリックコメントの中で、特別な支援が必要な子に対しては、要は、この条例の中というよりも、これからできる専門委員会ですとか、そういう中でしっかりと対応していただけるということですか。

指導室長 対応については委員会の中ですが、基本方針の中に、特別な支援の必要なお子さんについては誤解を生みやすくなることもありますのでということで、理解が深まるような記述をしていく予定でございます。

委員長 ほかに、ご質疑、ご意見はございますでしょうか。

松澤委員 1つ、お願いということではないですけども、こういったものをつくっていただいて、この先、いじめがどういう形で起こっているのかということ調査していただきながら、いじめがなくなっていく方向に進めていただければよいと思いますので、よろしくお願ひします。

委員長 従前より、いじめ防止対策は色々ってきたわけですけども、はっきり条例として制定するというところで提案されたものと思います。

ほかにご意見がなければ、お諮りいたします。

日程第三 議案第30号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 では、そのように決定します。

○議事

日程第四 議案第31号 意見の聴取について

- 1、板橋区立志村第五小学校大規模改修工事請負契約
- 2、板橋区立志村第五小学校大規模改修電気設備工事請負契約
- 3、板橋区立志村第五小学校大規模改修給排水衛生ガス設備工事請負契約
- 4、板橋区立下赤塚小学校大規模改修工事請負契約
- 5、板橋区立下赤塚小学校大規模改修電気設備工事請負契約
- 6、板橋区立下赤塚小学校大規模改修給排水衛生ガス設備工事請負契約

(新しい学校づくり担当課)

○報告事項

5. 板橋区立志村第五小学校大規模改修工事について

(新-1・新しい学校づくり担当課)

6. 板橋区立下赤塚小学校大規模改修工事について

(新-2・新しい学校づくり担当課)

委員長 日程第四 議案第31号「意見の聴取について」、報告5及び報告6の内容とあわせて、次長と新しい学校づくり担当課長から説明願います。

次長 それでは、議案第31号「意見の聴取」について。

上記の議案を提出する。

平成26年5月23日。

提出者は、橋本教育長でございます。

意見の聴取について。

平成26年第2回東京都板橋区議会に提出される下記案件について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見の聴取があったが、区長原案に同意する。

記。

- 1、板橋区立志村第五小学校大規模改修工事請負契約。
- 2、板橋区立志村第五小学校大規模改修電気設備工事請負契約
- 3、板橋区立志村第五小学校大規模改修給排水衛生ガス設備工事請負契約。
- 4、板橋区立下赤塚小学校大規模改修工事請負契約。
- 5、板橋区立下赤塚小学校大規模改修電気設備工事請負契約。
- 6、板橋区立下赤塚小学校大規模改修給排水衛生ガス設備工事請負契約。

以上でございます。

2ページ目が、区長からの意見聴取の文書でございます。

その後につきましては、区議会に提出される議案でございます。

それでは、新しい学校づくり担当課長の方からお願いいたします。

では、私の方から、議案第31号の意見聴取の内容と、本日、報告事項の(5)、(6)で、工事の概略が上がっていますので、これとあわせて説明させていただきます。

報告事項については、本日、机上配付させていただいた「新-1」と「新-2」になります。

まず、意見の聴取でございますが、地方自治法第96条では、改めてお話しおささせていただきますのですが、議会の議決案件といたしまして、政令で定める基準に従い、条例で定める契約を締結することとございます。

これにつきまして、区の条例では、議会の議決に付さなければならない契約につきましても、予定価格1億8,000万円以上の工事、または製造の請負とするとしてございます。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第29条では、教育委員会の意見聴取として、地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち、教育に関するもの、また、特に教育に関する事務については教育委員会の意見を聞かなければならないとされておりますので、本日、教育委員会の意見を聴取させていただくものでございます。

本件につきましては、議会に付すべき案件ということでございまして、契約を所管する議会の委員会となります企画総務委員会と文教児童委員会の方に報告するものでございます。

それでは、内容でございますけれども、議案第31号の3枚目以降となります。

下に17ページとございますが、議会の議案番号では議案第43号となります。板橋区立志村第五小学校大規模改修工事請負契約でございます。

3の契約金額でございますが、7億7,101万2,000円。

4の契約の相手方でございますが、群峰・富山建設共同企業体でございます。

5の工期でございますが、平成27年12月4日でございます。

1枚おめくりください。

議案第44号につきましては、電気設備工事の請負契約でございます。

契約金額につきましては、2億5,164万円。

契約の相手方は、渡部・アイコウ建設共同企業体。

同じく、工期は平成27年12月4日でございます。

1枚おめくりください。

21ページ、こちらは、議案第45号給排水衛生ガス設備工事請負契約となります。

契約金額は2億736万円。

契約の相手方は、森山・榎本建設共同企業体。

同じく、平成27年12月4日が工期となります。

おめくりください。

23ページからは、下赤塚小学校の大規模改修工事となります。

まず、初めに、議案第46号につきましては、大規模改修、本体の請負契約で

ございます。

3の契約金額金につきましては、6億7,932万円。

契約の相手方は、ノエマエンジニアリング・勇建設共同企業体でございます。

下赤塚小学校につきましては、工期は平成27年12月28日でございます。

1枚おめくりください。

25ページ、議案第47号は電気設備工事請負契約です。

契約金額金は2億4,840万円。

契約の相手方は、東進・東建設共同企業体で、工期は同じでございます。

1枚おめくりいただきまして、最後になりますが、27ページ、議案第48号は給排水衛生ガス設備工事請負契約でございます。

契約金額金は1億8,306万円。

契約の相手方は木村・シルバー建設共同企業体で、工期は12月28日でございます。

改修工事の概要につきましては、恐れ入りますが、まず、志村第五小学校ですが、机上に置かせていただきました資料1をご覧ください。

2ページ目になります。

14に、工事概要が記載してございます。

工事の範囲は校舎棟と屋内運動場で、内部改修工事として、室内の改修、トイレの改修。外部改修といたしましては、外壁の改修、屋根の防水改修、建具の改修等を行います。

その他の工事といたしましては、プールの更衣棟等の増築工事、給食室のドライ化に伴う増築等を行います。

また、15で、環境への配慮といたしましては、太陽光発電と壁面緑化を進めてまいります。

16の身障者への配慮といたしましては、昇降口スロープの設置、エレベーター、だれでもトイレを設置いたします。

3ページに配置図と平面図がございますが、右上の面積表の合計の部分でございますが、既存の延床5,266.88㎡、増築が532.08㎡、合わせて5,798.96㎡の大規模改修となります。

次に、下赤塚小学校でございますが、こちらは、資料「新-2」の、こちらも2ページの14の工事概要をご覧ください。

工事の範囲は、同じく校舎棟と屋内運動場の内部改修工事として、室内の改修、トイレの改修。外部改修といたしましては、外壁改修、屋根の防水改修、建具の改修を行います。

その他の工事といたしましては、給食室のドライ化に伴う増築を行います。

また、環境への配慮といたしましては、こちらに関しましては太陽光発電を進めてまいります。

16の、身障者への配慮といたしましては、身障者対応エレベーター、だれでもトイレを設置いたします。

こちら、3ページに配置図がございますが、既存面積は5,800.52㎡。

増築部分は658.48㎡、合わせまして6,459㎡の大規模改修となります。
雑駁でございますが、説明は以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

松澤委員 この間のPTAの予算説明会でもございましたが、でき上がった後に結構不備があったという声があったので、その点を考慮していただきまして、工事の進め方は、もう少し現場の方の声を聞きながら、でき上がったときに、いい状態で仕上がるよう、心がけていただきたいなというのをお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

新しい学校づくり担当課長 工事の担当部署は営繕課の方になりますけれども、当然、私ども新しい学校づくり担当課の方と、営繕と学校と合わせて、漏れのないように、後で、今、委員が言われたことのないように注意していきます。

委員長 某小学校のように、体育館改修によりましてすごい音が出るようになったという学校がありまして、本来でしたら、それは施工者がきちんと直さなければいけないのではないかというような気もするのですけれども、なかなかそこまでいっていないようで、工事完了時に、きちんとその辺の検収をしていただいたらいいかなと思っています。

お日さまが上がってくると、体育館の屋根が鳴るんです。

新しい学校づくり担当課長 何もしないでも鳴るのですか。

委員長 そうです。

新しい学校づくり担当課長 熱膨張ですね。

委員長 そうです。多分、施工上の問題だと思うのですけれども。

新しい学校づくり担当課長 当然、検査もございますので、そのときに漏れのないよう検査をするように、検査担当の部局の方には改めて申し入れをしておきます。

委員長 ただ、なかなか難しいんですよね。お日さまが上がって、大体、時間が30分とか1時間ぐらいたたないと暖まってこないのです。

新しい学校づくり担当課長 屋根が鳴るのですか。

委員長 屋根が鳴るんです。それは、もう周年行事のときに体験しました。

青木委員　　今のようなお話も含めてなのですが、ここの意見聴取で書かれているのは、そこを、例えば競争入札でやっておられるので、十分合理性というのは議論されているかと思うのですけれども、その辺まで我々が踏み込む必要はないという理解でよろしいのかどうか。

委員長　　そうですね。

新しい学校づくり担当課長　　それはもう契約担当の方の部局の方でやっていますが、今回も、そういう意味では、入札経過調書というのがございますけれども、大体、どの工事に関しましても5社、6社入っている中で契約となっていますので、競争性は十分働いていると思ってございます。

青木委員　　つまり、今のご意見も含めて、竣工検査等はきちんとやっていただいとのお話でいけばよろしいのかなとも思いました。よろしく願いいたします。

新しい学校づくり担当課長　　当然きちんとやっていますけれども、改めて、そういうご意見があったということは、伝えられる場で伝えていくようにします。

青木委員　　契約調書はどうですか。

新しい学校づくり担当課長　　契約書ですか。

青木委員　　契約調書。

新しい学校づくり担当課長　　今ちょっと手元にはあるんですけども、こういう形で入札の契約調書がございますので、後ほど、資料で、今回の契約に関して、お渡しできる範囲でお渡しさせていただきます。

青木委員　　よろしく願いします。

高野委員　　この工期についてなんですけれども。これは、みんな、夏休みとか長期の休暇以外は、授業を受けつつ工事をやっていくわけですね。

その間は給食室も使えないということで、お弁当を持ってくるとか、何か仕出しを頼むとか、色々と、保護者の方たちとか、授業をやっている子供たちに影響が多々あると思いますので、工期についてもしっかりと、工事が第一優先ですけれども、なるべく皆さんに影響が出る期間が延びないようにお願いしたいというように思っております。

新しい学校づくり担当課長　　今回も志村五小の方は、西棟と東棟と分けて、2年にわたって校舎をやります

ので、一回、片側に移っていただいて、仮設は今年度から原則設けませんので、そういう形でご迷惑をかけます。

給食に関しても、できなくなってしまうところで、ご迷惑をかけることになります。

どうしても2年かかってしまいますので、その辺を含めまして、今後の課題だとは思いますが、例えば、その期間、今後の本当に課題ですけれども、どこかで全体を受けられるような学校があれば、そちらで受けていただくと、1年かからないで大規模ができるというようにも聞いていますので、そういうことも、今後の課題とは思いますが、生徒・児童に迷惑をかけないような方法、やり方を検討させていただければと思っています。

学務課長 一定の工期が予想される場合には、親子給食という形で、ほかの学校で調理したものを、そちらの学校に配送して提供するというような仕組みもございますので、そういったことも検討していくような形になると思います。

高野委員 今、中台中学校でやっていますね。

委員長 ただ、下赤小は親子給食が難しいという話を聞いているんです。では、よろしいですか。

お諮りいたします。日程第四 議案第31号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 では、そのように決定します。

○報告事項

1. いたばしの教育ビジョン（第2次）策定に向けた考え方の整理について（案）

(庶一1・庶務課)

委員長 それでは、報告事項を聴取します。報告1「いたばしの教育ビジョン（第2次）策定に向けた考え方の整理について（案）」について、庶務課長から報告願います。

庶務課長 こちらの資料は、事前に送付させていただいたものですが、「庶一1」の1ページ目のところを差しかえさせていただきました。

こちらの方と、現在、国会の方に法案が提出されております、そちらの関係書類を参考のために本日置かせていただきました。それを中心にご説明させていただきたいと思います。

この2次のビジョンですが、前回の1次ときには、教育基本法の改訂に合わ

せて、1年未満の検討期間という非常に短いところで検討してまいりましたけれども、今般の地教行法の改訂の中で、総合教育会議大綱の策定が義務づけられるとなっておりますので、準備期間については十分にとる必要があるかというように考えてございます。

そのほか、こちらの方に書かせていただきました1番ということで、教育ビジョンの基本的な考え方を平成26年度中に整理しておきまして、教育委員会事務局・学校（園）を初め、関係各課に方向性を明示しておく必要がある。

本年6月から検討を開始させていただきたいというように考えてございます。

2の検討の方法ですが、教育委員会における検討ということで、国の「第2期教育基本計画」、都の「第3次教育ビジョン」等の近年の教育関連施策を踏まえて、「いたばしの教育ビジョン（第2次）策定に向けた考え方（案）」について、教育委員会で検討していきたい。

考え方につきましては、平成27年2月を目途にまとめていきたいというように考えてございます。今後、区の基本計画の案のスケジュールと合わせるというようなところも踏まえてのことです。

（2）ですが、教育ビジョンと学び支援プランの関係について。

こちらは、教育委員会事務局の課長を中心とした検討会を設置いたしまして、「第2次教育ビジョン」の検討に合わせて、「いたばし学び支援プラン」もあわせて検討していきたいと考えてございます。

先に、（3）のところをお話ししてしまいましたが、「いたばし学び支援プラン」の検討に当たっては、次期「板橋区基本計画」の進捗状況をチェックしながら進めるというところです。

それと、これにつきましては、今般、国会の方に出されている大綱にもかかわってくる可能性があるというところがありますので、本日、机上に配付させていただきました資料の方をご覧いただければと思います。

1つは概要ということですが、こちらは現国会で審議中のものがございます。本日、机上に置かせていただきましたのは文科省のホームページの方からとったものがございます。

施行が平成27年4月1日ということで、1枚、次の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案要綱」というものを見ていただきたいのですが、その1ページの第一に、大綱の策定等とございます。

読み上げます。

地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項（これは政府が定める教育振興基本計画を指します。）に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を、次の第二の総合教育会議において協議した上で定めるとあります。

まだ条文の解釈が国の方から示されておられませんので推測ではありますが、この大綱というのは、区で定めておりますビジョン、これに当たるものだろうというように考えてございます。

もう1つの資料の、この一部を改正する法律といったところで、それが第1条

の3ということで、その条文が、その地域の実情に応じ、当該公共団体の教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとするという形になっておりまして、これは非常に大きな話になっておりますので、この面からも、区の基本計画の方と重複するものが今後出てくる可能性がございます。

例えば、区長部局で今まで取り扱ってございました文化振興の関係について、そこら辺のところを、こちらの教育委員会と、この条文の中にも書いてありますけれども、首長、区長と教育委員会、これを構成メンバーとするというように書いてありますので、その中で定めるといふようなところもありますので、一定の考え方の整理も今後必要になってくるかなというように推測してございます。

資料の元に戻っていただきまして、(4)区長との意見交換でございます。読み上げます。

国において平成27年度の教育委員会制度改革が議論されておりまして、教育行政大綱の策定、重要な教育行政の方向性を決定する際には、区長が主宰し教育委員をメンバーとする総合教育会議が設置される予定である。

「第2次教育ビジョン」の策定に当たっても、区長と教育委員の意見交換を適宜行っていくという形で、今回の地教行法の改訂に合わせた形をとっていきたいというように考えてございます。

それと、平成27年11月を目途にパブリックコメントを実施していきたいというように考えてございます。

そのほかの資料につきましては事前に送付させていただいておりますので、説明の方は省略させていただきます。

雑駁ですが、私の説明は以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 今回の課長のご説明のとおり、早く動き出すことが大事なのかなと。これから、国の方針ですとか色々変わっていく、教育委員会制度や何か変わっていくことも予定されているようなので、そういう部分も含めて、このスケジュールに沿って、また何か情報がありましたら、その都度教えていただきながら、早目に準備にかかることが大切かなというように思います。

庶務課長 今月20日に衆議院で原案が通りまして、同日付で参議院の方に送致されているというように聞いてございます。

また、この法案が国会を通りましたら、その法案の内容についてお知らせしていきたいのですが、先ほど申し上げたようなところで、条文の解釈が国の方から出てきませんと詳細なご説明ができませんので、法令の文言解釈だとか、そこら辺のところ国から示されてまいりますので、頃合いも見計りながら、適宜、早い段階でご説明していきたいと思っております。

委員長 今回の教育ビジョンは素晴らしいものだと思っておりますので、特に改訂する必

要はないかとは思いますが、国の方の変更ですとか、あるいは当時はそれほどなかったいじめとか、体罰の問題とか、色んなものも出てくるので、恐らく、その辺の修正を加えた形でのものが新たに、またできるのではないかなと思っております。

そういうことで、よろしいでしょうか。

○報告事項

2. 板橋区立小・中学校の学級編制状況及び幼稚園児童数について

(学-1・学務課)

委員長 では、報告2「板橋区立小・中学校の学級編制状況及び幼稚園児童数について」、学務課長から報告願います。

学務課長 それでは、資料学-1、「板橋区立小・中学校の学級編制状況及び幼稚園児童数について」をご覧くださいと思います。

4月10日の教育委員会で、4月7日時点の数値を既に報告しておりますけれども、今回、5月1日現在の数値がまとまりましたので、ご報告いたします。

まず、1枚目でございます。

1番、小学校でございます。

平成26年度につきましては、通常学級の学級数が707、児童数2万1,562人、特別支援学級の固定級につきましては、学級数が30で、児童数が201人、合計で737学級、2万1,763人となっております。

前年度との比較による増減では、通常学級では、学級数で4学級の減、児童数で117人の増、特別支援学級では、学級数で3減、児童数では9人減、合計で、学級数が7減、児童数が108人の増となっております。

また、35人学級の実施でございますけれども、小学校におきましては、昨年同様、1年生は法定で35人、2年生におきましては、東京都の基準によりまして35人の編成が可能という状況となっております。

続きまして、2番、中学校です。

平成26年度は、通常学級の学級数が271、生徒数9,256人、特別支援学級の固定級につきましては、23学級で、生徒数が158人、合計で学級数が294、生徒数が9,414人となっております。

増減でございますけれども、通常学級の学級数では4増で、42人の増、特別支援学級では、学級数が1増で、生徒数が9人増、合計で学級数は5増、生徒数が51人の増となっております。

また、中学校における35人学級の実施でございますが、昨年同様、中学1年生につきましては、35人での編成が可能となっております。

続きまして、3番、天津わかしお学校です。

平成26年度は、4学級、32名という状況で学級数に増減はなく、児童数につきましては、前年度比で3人の増となっております。

続きまして、4番、幼稚園です。

これは区立幼稚園の園児数となっております。

高島では4学級、90人、新河岸幼稚園では2学級、17人で、2園合計で6学級、107人となっております。

前年度との比較では、学級数に増減はございませんが、高島で6人の減、新河岸で11人の減、合計で17人の減となっております。

1枚おめくりいただきまして、資料の2枚目以降が、小学校、中学校それぞれの学校別の学級数、児童・生徒数となっております。

記載のとおりでございますけれども、参考までに、学校規模について、ご説明いたします。

まず、規模の大きな学校でございますけれども、小学校では、表の左端の番号で申しますと7番、志村第六小学校、こちらが、特別支援学級も合わせた合計数、777人ということで最大規模の学校となります。

このほか、次のページになりますが、43番、北野小学校が774人、そして、35番の桜川小学校が718人となっております。

また、逆に規模の小さな学校といたしましては、最初の1枚目のページになりますけれども、26番、板橋第九小学校が87人、上の方の4番、志村第三小学校が121人、25番の板橋第八小学校が139人という状況になっております。

また、資料の4ページをご覧くださいと思います。

こちらは中学校の一覧表になります。

こちらにも、規模の大きな学校といたしましては、左端の番号で18番、赤塚第一中学校が740人で、最も多い学校となっております。

続いて、その2つ下、20番、赤塚三中が644人、そして、上の方に行きまして、6番、志村一中が642人、こちらまでが600人を超えている学校という状況です。

一方、規模の小さな学校でございますけれども、こちらは、17番、向原中学校が57人、次いで、4番、板橋第五中学校が92人という状況になっています。

さらに、もう1枚ページをおめくりいただきまして、こちらは幼稚園の園児数の状況でございます。

今年度、新河岸幼稚園の園児数、4歳児ですが、こちらが7名ということで、人数がかなり少なくなっているという状況がございます。

簡単でございますが、説明は以上です。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 小学校の方で、学級数が4減で、児童数が117増えていますが、これは、2年生までが35人学級で、今度、3年に上がるときに、例えば38とか39で、2学級だったものが1学級になったとか、そういうようなことが関係ありますか。

学務課長 3年生以上については40人学級ということになりますが、この増減については、各学校の増減を最終的に出したもので、この増減の大きな要因というものは、

ちょっとまだ分析し切れていない状況でございます。

高野委員 学校を回ると、2年生から3年生に上がるときに学級数が減るということで不安を漏らされる校長先生方も多かったでするので、そういうことも関係あるのかなと。

それと、あと、小学校とか中学校で極端に人数が少ない学校というのが大分減ってきて、1けたの学校というのがなくなったんですけども、それは、学校選択制が変わっていったとか、そういうことも要因にあるんでしょうか。

学務課長 今年度、学校選択制を見直しております、入学予定校変更希望制ということで導入いたしておりましたけれども、こちらの制度の目的自体は、やはり適正規模の維持ということがございますので、そういう意味では、今回、小学校では26番の板橋九小において新学年が30人ということで、前年度よりもかなり増えている状況がございますので、制度導入の一定の効果があつたのかなというようには推測されると思います。

松澤委員 1つだけ。多分、学校の人数の問題というのは、かなり長いスパンで見えていかないと難しいのではないかと思いますので、先を見越して計画していただきながら、現状の対応ということをやっているんじゃないかなというように思いますので、もう少し、先ほどもおっしゃっていたように、分析をされていかれた方がよろしいのではないかと、非常に、簡単には対応が難しい問題ですし、学校を、こちらの方がいいとか、こちらの方がいいという保護者の声もかなり聞いておりますので、そういうのをまず見直すというか、どこの学校に行っても同じような状況で通えるようなところを目指していかれた方がいいんじゃないかと、私は思っております。

そういう面も含めまして、これから、そういう分析をされて、どうしていくかということをやつくり決めていかれたらいいかなと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

学務課長 こちらの数値につきましては、やはり一番基本となる数値でございまして、この数値をもとに、教育環境もそうですし、通学区域ですとか、学校の施設の問題についても考えていかなければいけないので、この点については十分に分析してまいりたいと思っております。

青木委員 今のお話を含んでですけども、やはり、少ないところ、板橋第九小学校は、校長先生に学校整備週間のときに伺ったので、現場で相当努力されていると思われました。

板橋区第九小学校の成果も、前にもお話しした記憶があるんですけども、「あいキッズ」をものすごく頑張つて、それで評判を上げたというようなことを校長先生が言われておりますので、何をいっても現場の先生方の努力というのが一

番に効いてくる例がこの辺にあるのかなと思います。

その辺も、上手く連携を取り合いながらというところなのかなという気はしております。

いずれにしても、学校を回ってみると、地域の事情なんかそれぞれ違って、それで、向原中学校などもそうだったと思いますけれども、これはこれで存在意義がある。少ないからというのではなくて、地域の方たちには非常に大事な存在だというものもあるので、適正規模・適正配置との関連も含めて、今後の計画というのを進めていただければと思いますけれども。

分析が難しい点は多々あるかと。

学校配置調整担当課長

それでは、適正規模と適正配置の件で、今年の2月に、魅力ある学校づくりプランの中で、向原中学校と上二中、そして板九小と中根橋小で、グループ化されたと思いますので、年度が変わってから、私の方で、PTAの皆様、地域の方と面談を重ねながら、今、意見、ご要望をいただいているところでございます。

基本的には、おっしゃられたように、長期的な見通しとかも含めて、今、説明を重ねているところでございますので、時間をかけて行っていただけるようなところを探っているところでございます。

また、追って、ご報告いたします。

委員長

そうですね。地域にとって学校は、施設としての学校というのは、かなり重要な存在になってくるんですけれども、あくまでも児童・生徒の教育上の立場からいうと、適正規模・適正配置ということも十分考えていかなければいけないなと思っております。

あと、幼稚園に関しては、新河岸幼稚園は少なくなってきて、これで幼稚園の教育として十分果たしていけるのかなというのは、若干疑問には思っております。

学校配置調整担当課長

区立幼稚園の現状については認識しているところでして、特に新河岸幼稚園については、かなりの減少がございますので、そこは、今、区の計画のテーマにもなっておりまして、現在、あり方について検討を進めているところです。

委員長

あとは、直接関係ないんですけれども、教室の大きさ等も決まっているわけですが、40人学級で、満杯で40人というと中学校は結構教室が厳しいですよ。

生徒自体が昔より大きくなっているので、結構、学校公開で行くと、40人近いクラスだと、もう後ろがぎりぎり、かつ荷物も昔より多分多くなっているので、結構、厳しい。教室の寸法というのも改善していかなければいけないんじゃないかというのは、ちょっとこことは直接関係ないんですけれども思いました。

よろしいでしょうか。

○報告事項

3. 平成25年度東京都板橋区一般会計予算事故繰越しに係る繰越計算書について（児童用机・椅子等の購入の件）

（学一2・学務課）

委員長 では、報告3「平成25年度東京都板橋区一般会計予算事故繰越しに係る繰越計算書について（児童用机・椅子等の購入の件）」について、学務課長から報告願います。

学務課長 それでは、資料学一2、「平成25年度東京都板橋区一般会計予算事故繰越しに係る繰越計算書について（児童用机・椅子等の購入の件）」につきまして、ご説明いたします。

委員の皆様には事前に当案件の資料をお配りしておりましたけれども、この後、6月議会で報告いたします繰越計算書、2枚目なんですけれども、こちらも添付いたしまして、改めて資料の方を整理させていただきましたので、本日はこちらの資料に基づいてご説明いたします。よろしく願いいたします。

事業名につきましては、教育活動（児童用机・椅子等の購入）でございます。

この事業は、小学校44校に、机・椅子等を納期限3月末日までに納品するというものでございます。

事故繰越の理由です。

平成25年度末は、本年4月1日からの消費税増税に伴う駆け込み需要の影響がございまして、事業者において、車両の確保が困難な状況がございました。

このため、納期までの納品ができなかったということでございます。

事故繰越に係る繰越計算書でございますけれども、支出負担行為額が935万2,530円。平成26年度への繰越額は、同額の935万2,530円となっております。

財源の内訳ですが、未収入特定財源が26万6,393円。一般財源が908万6,137円となっております。

この特定財源につきましては、納品遅延に伴う延滞金相当及び納品が4月となったことによる消費税増税分の当初契約金との差額につきまして、協議書に基づき、別途、事業者の負担としたものでございます。

現在の状況でございますけれども、平成26年4月9日に納品が完了いたしました。また、5月16日に事業者からの納入、26万6,393円がございまして、支出につきましては5月末日までに完了する予定でございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

4月9日納品ということで、机が遅れたことによる教育上の支障は特にはなかったんですか。

学務課長 本来なら、年度末にきちんと納品されて新学期を迎えるということだったんですけれども、そういう点では、若干遅れましたので、全く支障がないということ

ではございませんが、代替の机ですとか、そういったものを学校の方で用意していただきまして、その辺を調整していただいて、最終的には9日に納品が済んだというものでございます。

委員長 多少のことで終わりましたので、何とかよかったのではないかと思いますけれども、本来ならば、業者さんはきちんと年度末に入れていただくとよかったのではないかと思います。

○報告事項

4. 体罰等の実態調査の結果について

(指-1・指導室)

委員長 では、次に報告4「体罰等の実態調査の結果について」、指導室長から報告願います。

指導室長 資料「指-1」で、横で印刷しているものでございます。

昨日の東京都教育委員会の開催の際に配られた資料を入手しまして、昨日、都教委もプレス発表しましたので、それをそのまま資料として提出させていただきます。

都教委の資料を見るとページが打ってなくて恐縮ですが、順番にご説明させていただきます。

最初のところの表2のところ、体罰をやった人数が出ておりますけれども、この合計が182から122に減ったというような全体の傾向です。

この減った傾向については、中学校と高校での部活動での体罰が著しく減ったというところが大きな要因というように、都の方では言っております。

1ページ目の裏面ですが、体罰の内容については、体罰をどうして行ったかという、感情的にかつとなったとか、繰り返し言ってもきかなかつたので体罰に及んだというケースが例年と同様に多くなっております。

それから、2枚目ですけれども、これは都の方の分析ですが、データから見る傾向については、今話したとおり、部活でのことは減ったけれども、小学校では若干増加傾向が見られたということでございました。

もう1枚おめくりいただきますと、具体的な数字についての報告が3枚目以降に載っております。3枚目は全体の概要でございます。

あと3枚おめくりいただきますと、学校名がずっと出てくる縦に印刷されたものが出てくるかと思えます。

これは体罰が行われた学校名を公表するというので、昨年度から東京都は学校名の公表に踏み切っております。

本区では、体罰が起きたときには、すぐ報道発表等をするということで学校名を公表しているのですが、この公表については、都教委の方に「このタイミングで公表するのはまかりならん」ということで申し入れをしていたんですが、結果的に公表されてしまっております。

板橋区の学校は、その裏面にございます区市町村立学校のうち、12、13、14、これが小学校で、蓮根、緑、紅梅、この3校が載っております。

また、次のページに行きまして、番号でいうと、62、63、64、65の4中学校が載っております。

つまり、板橋区では、7校で昨年度体罰が起きたということになっております。

この体罰が起きたもののうち、傷害があったものについては、さらに1枚めくっていただいた裏面に、どういう傷害があったのかということについて、その学校の具体的なものが載っております。

(2)の区市町村立学校のうちの、3番と4番、蓮根小学校と緑小学校。

蓮根小学校の方は、1秒程度つねったので、あざが残ったということ。緑小学校については、実は2件ありまして、拳骨ではないんですけども、2度突いたことで赤くあざができたことと、もう1件の方は、傷害ではありませんが程度が激しいということで、2件目の方は載っております。

中学校については、次の15番、16番、この2件が載っておりまして、15番については、押し倒したときに首の捻挫、たしか全治3日だったと思うのです。16番については、たんこぶができたという傷害を負わせたということでございます。

体罰のことにつきましては、昨年度、体罰ゼロ宣言をした後にも体罰が収まっていない状況が続いておりまして、委員の皆様には大変ご迷惑をおかけしている状況ですが、各学校では、毎月、研修するとともに、私どもで行っている各種の研修会等では、必ず「先生、たたかないで」というポストカードを入口のところに置いて教員に啓発したり、また、年度当初には「体罰をやりません」という宣誓書を書かせたりしてやっているところではございます。

体罰については、なくすことができると思っていますので、今後、力を入れていきたいと思っております。

以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 体罰は本当にいけないことで、その前提の上で申し上げるんですけども、やはり学校公開ですとか、色々なところで子供たちの様子を見てみると、先生のおっしゃることをなかなか聞かないというような場面もよく目にします。

そういう中で、先生方も指導に苦慮されていらっしゃるんだと思うんですけども、先生方がかっとなってしまったというのがあるので、これは本当に防げることだと思うのです。

先生方の背景として、日常のお仕事がすごく忙しいとか、そういう部分もあるのではないのでしょうか。実際に体罰を行った先生のお人柄というのを事前を知っていると、なんであんなにいつも熱心にやっていたらっしゃって、人格的にも立派な先生が体罰を犯してしまったんだらうというように感じたことが何回かありましたので、きっとそういう先生方の学校の中での背景とかということもあると思う

のです。

ですから、学校で1人の先生にお仕事集中してしまっすぎて多忙を極めていないか、環境的なものも見直していただく必要があるのかなというように、ちょっとここ何件かの事例を伺ったときに感じました。

体罰は絶対にいけないことなんですけれども、本当に日ごろから熱心な先生にそういうことがあって、本当に残念だなと思うことがありましたので、その先生だけではなくて、学校の中で、そういうことが起きてしまった状況を、学校全体で、先生方で一緒に考えていただいて、なくすような学校の中の環境をつくっていただきたいと思います。

指導室長 一部には本当に自分の指導力が足りなくて手を出してしまうという教員がいないわけでもないですが、ほかの学校、ほかの区もそうなんですけれども、「こんなに一生懸命先生がやっているのに、どうして君は言うことを聞けないんだ」ということから手が出てしまうということも少なからずあります。本区の中にもあります。

そういったことであっても、体罰という手段に及ぶということは教員として適格性を欠く行為だということで、私どもは厳しく対応させていただいているところでございます。

先ほどちょっと申し添えなかったんですけれども、この具体例が載っているところについて、ほかの区との比較という言い方はよくないかもしれませんが、子供が何かしら言うことを聞かないとか、ルールに違反する行為をしているということで当然指導するのですが、子供のことの行為については基本的にうちは外していただいております。

それは、子供が何をしようとも、たたく教員が悪いんだというスタンスで、板橋はこういう記述で書いてくださいというように都教委に申し入れをしておりますので、追加の報告ではありますけれども申し添えておきます。

委員長 よろしいでしょうか。23区たくさんある中で、いつも登場してしまうのはなかなか残念な面もあるのですが、今後とも、体罰ゼロ宣言にあるように、なくしていきたいと思っております。

○報告事項

7. 「区立学校施設開放事業」に係る今後の検討について

(地-1・学校地域連携担当課)

委員長 では、報告7「「区立学校施設開放事業」に係る今後の検討について」、学校地域連携担当課長から報告願います。

学校地域連携担当課長 それでは、「区立学校施設開放事業」に係る今後の検討についてご報告いたします。

資料「地-1」をご覧ください。

第8回教育委員会でご報告いたしました区立学校施設開放事業検討会の検討報告を受けまして、区立学校施設開放事業に係る今後の対応について考えてまいります。

まず、1の検討の方向性でございますが、1点目といたしまして、学校開放事業の目的につきまして検討してまいります。

学校開放事業は、学校教育上支障のない範囲で区立小・中学校の施設を社会教育、その他公共のために使用を認め、身近なスポーツ・文化活動の場を提供することを目的としているところでございます。

しかしながら、現行の条例では明確になっていないということもあるため、本事業の実施の意義について検討してまいります。

また、その際には、貸し出しを前提とした他の公の施設とは異なるという視点からも、学校施設の適正な活用目的についても掘り下げてまいります。

2点目といたしまして、使用団体に協力を求め、使用団体、学校、地域関連団体及び教育委員会事務局が連携した学校施設開放事業の運営について検討してまいります。

そして、3点目といたしまして、学校設備使用料の減額・免除規定を見直しまして、登録団体からも使用料を徴収していくということを検討してまいります。

具体的には、次のページでございます「学校施設開放事務検討会」の議題に沿いまして、平成26年6月から年末にかけて、小・中学校の校長先生、副校長先生を初め、教育委員会幹部職員を含めたメンバーで検討してまいります。

検討会のまとめ後のスケジュールといたしましては、教育委員会や文教児童委員会への報告、また、パブリックコメントの実施、条例・規則等の規定整備、登録団体への周知、団体登録更新などを実施いたしまして、平成28年4月1日から、新たな制度で区立学校施設開放事業を展開してまいります予定でございます。

説明は以上でございます。

委員長

質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

内容については以前にも説明がありましたので、そのようなことだと思いますが、今後、メンバーを決めて検討していくということでよろしいでしょうか。

よろしく願いいたします。

学校地域連携担当課長

また、逐次、検討結果についてはご報告させていただきたいと思っております。

○報告事項

8. 教育財産の取得

(地-2・学校地域連携担当課)

9. 公有財産の引継

(地-3・学校地域連携担当課)

10. 行政財産の使用許可申請及び利用料免除申請

(地-4・学校地域連携担当課)

委員長 　では、報告8「教育財産の取得」、報告9「公有財産の引継」、報告10「行政財産の使用許可申請及び利用料免除申請」について、一括して、学校地域連携担当課長から報告願います。

学校地域連携担当課長 　では、続きまして、報告8から報告10まで、一括して説明させていただきたいと思います。

まず、「地-2」の教育財産の取得についてでございますが、本件は、従前から学童クラブとして使用していましたが、本件は、従前から学童クラブとして使用していましたが、北野小学校学童クラブ及び板橋第七小学校学童クラブの施設につきまして、財産上、区所有の行政財産となっているものを教育財産として取得したものでございます。

これは、「あいキッズ」室として使用するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第3項、並びに東京都板橋区公有財産規則第9条第1項の規定により教育財産として引き渡しを受けたもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2号により、平成26年4月1日から教育委員会が教育財産として管理するものでございます。

続きまして、「地-3」でございます。

公有財産の引継及び行政財産の使用申請についてご説明申し上げます。

本件は、従前からあいキッズ学童クラブとして使用するために行政財産から教育財産に所管替えしておりました高島第二小学校、高島第六小学校及び舟渡小学校の「あいキッズ」の施設につきまして、公有財産として区に引き渡したものでございます。

これは、公共施設の整備に関するマスタープランに基づく個別整備計画を本年度中に策定するに当たり、学校、児童館、学童クラブ等の複合施設を改修する際に、施設管理者である子ども家庭部子ども政策課で一元管理する必要があるため、東京都板橋区公有財産規則第8条第1項の規定に基づき、公有財産として引き渡したものでございます。

なお、公有財産として区に引き渡した後、あいキッズ学童クラブ室として使用するため、東京都板橋区公有財産規則第24条第1項及び第2項の規定に基づき、使用許可及び使用料の免除を申請しているところでございます。

最後に「地-4」、行政財産の使用許可申請についてご説明申し上げます。

本件は、従前から学童クラブとして使用しておりました志村児童館内の志村学童クラブの施設につきまして、行政財産の使用許可及び利用料の免除を申請したものでございます。

これは、時限的に「あいキッズ」施設として利用するため、財産の移管ではなく、区の行政財産を「あいキッズ」室として使用するので、東京都板橋区公有財産規則第24条第1項及び第2項の規定に基づき、使用許可及び使用料の減額・免除を申請したものでございます。

いずれの案件も、平成26年4月1日付東京都板橋区教育委員会の権限委任に関する規則第3条の規定により、教育長の専決処分を行ったものでございます。

説明は以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 この「地－２」の北野小学校と板橋第七小学校と、それから、「地－４」の志村小学校のところ、これはどの学校も今年度から新「あいキッズ」になったところですね。その違いが分からないというか、それが１点。

それからもう１点、「地－３」のこの３校についてなんですけれども、これは建物自体に改修の予定があるということでしょうか。もし、改修の予定があるとしたら、その間の「あいキッズ」についての使用はどうなるのか、その２点についてちょっと教えていただきたいのですが。

学校地域連携担当課長 まず、北野小学校と板橋第七小学校の「あいキッズ」につきましては、それぞれ北野小学校の場合ですと、１つ隣のマンションの１階に旧学童クラブ室、第２学童クラブ室というのがございまして、そこを「あいキッズ」でも使用するというものです。

それは、マンションの中なんですけど、そこ１つだけということなので、そこについて、財産が区長部局から教育に来るような形です。

板橋第七小学校につきましても、「大山金井学童クラブ」という名称の建物、単体のものがあつたんですが、そこを「あいキッズ」で使用するというので、別の複合施設ではないので、そのまま教育財産として区長部局からいただいたものでございます。

一方、児童館の志村学童クラブにつきましては、志村児童館内の３階にございます学童クラブ室のみを利用させていただくという形ですので、使用許可及び利用料の減額免除ということを申請したところでございます。

２点目のご質問でございますが、「地－３」の高島第二小学校、高島第六小学校、舟渡小学校というのは、高島第二小学校ですと、併設で保育園があります。そのの大家さんが保育サービス課の方になりますので、そちらのものを、改修の予定というのが直近にあるわけではないですが、改修する際に施設全体として管理するというので公有財産の引き渡しが必要となってまいります。

高島第六小学校につきましても、はすのみ児童館の併設の中の１室を一度財産としていただいたのですが、元に戻して、一体的に施設管理者である子ども政策課の方で一元管理するというのでございます。

舟渡小学校につきましても、志村橋児童館内にあるひと部屋をお借りしていますので、同じような状況で、いずれも子ども政策課で一元管理した方が、複合施設ということで、改修する際に管理がしやすい、事業を進めやすいということがありまして、公共施設の整備に関するマスタープランに基づいて、区長部局に引き渡したところでございます。

引き続き、使用という部分では、利用料の免除等をお願いいたしまして、「あいキッズ」で活用しているところでございます。

高野委員 　では、今年度中に改修の予定は。

学校地域連携担当課長 　特に伺っていませんので、今後ということであるというところです。

高野委員 　では、今後、そういう改修の予定が入ったりする場合には、やはり、「あいキッズ」ではどういうふうに対応していくかということは十分に。

学校地域連携担当課長 　必要になってこようかと思imasるので、その際には検討してまいりたいと思います。

高野委員 　分かりました。

次　　長 　「地－３」の方は、いずれも区長部局の児童館、保育園との併設施設なので、その施設をいずれ改修するという際に、教育財産として、こちらの教育委員会のものになっていた場合は改修できなくなってしまうので、いずれ改修の時期が来たときにはそういう形で一元的にやりますということで、その際は多分、仮設を建てたり、色々と、保育園・児童館の方も何か対応しなければいけませんので、そのときはご相談させていただいてということになると思imasりますが、そういうことを決めていくということで、教育委員会の財産をほかの部局で計画をつくったりするのはやっぱりできないので、一旦、大家さんにお返ししたということでございます。

　あと、出先の、こちらの部分は建物と分かれている、北野小も板七小も学校の外にあるものを利用する。

　４番も、ほとんど同じなのですが、これは児童館の１室なので、今の「地－３」と同じように、大家さんの方からお借りするだけにする。教育財産としていただくということではなくて、あくまで間借りしているというか、そういう状況なので。種類が色々あって分かりづらいですが。

高野委員 　では、この志村小学校に関しては、また、いずれ、複合施設だから改修の予定があるかもしれないから、教育財産の方に移さずということですか。

学校地域連携担当課長 　そういうことです。教育財産に引き渡してしまうと、そこでまたお返しする手続が必要となるので、そこで全部一括して子ども家庭部の方で管理して、一部、その使い方がはっきりするまでは「あいキッズ」で使わせていただくというような形になります。

委員　長 　非常にややこしいではありますが、いずれにしる板橋区の施設を区長部局と教育財産とで何となくやりとりしておりますけれども、管理上の問題ということで、使う方の立場からいきますと特に支障は出てこないということで、よろしいでしょうか。

学校地域連携担当課長 はい。

○報告事項

11. 「平成26年度板橋区図書館を使った調べる学習コンクール」実施概要
(図-1・中央図書館)

委員長 では、報告11「平成26年度板橋区図書館を使った調べる学習コンクール」実施概要について、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 それでは、「平成26年度板橋区図書館を使った調べる学習コンクール」実施概要についてご説明いたします。

資料は、「図-1」になります。

調べる学習コンクールにつきましては、平成24年度から実施してございまして、今年度で3回目となります。

目的につきましては、1に記載しましたとおり、興味や疑問を、図書館資料を活用して学んだり、調べたりして、解決したことや感じたことを作品としてまとめ、生徒の読書離れを抑制するとともに、自主的に学習する姿勢を培い、想像力や表現力を育むことを目的とした事業でございます。

3の対象でございますが、区内在住の小・中学生です。

4の募集部門は、小学校低学年の部、高学年の部、中学生の部となっております。

5の応募期間・方法につきましては、記載のとおりでございます。

6の審査につきましては、審査基準を別途設けまして、一次審査を図書館の方で行います。そして、二次審査を学校の先生と地域図書館を含めた図書館長で行いまして、表彰者を最終的に決定いたします。

7の表彰は、最優秀賞各部門1点を初めまして、優秀賞を各部門2～3作品、奨励賞を各部門5～10作品程度とし、合計で30作品以内とします。

裏面の方になりますが、8の表彰式につきましては、12月6日にハイライフプラザにて実施する予定でございます。

最優秀作品、優秀作品につきましては、全国コンクールに推薦する予定でございます。

以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 この審査のところで、一定数を超える作品が提出された場合は学校内で校内審査を行うとありますが、これは昨年の提出状況とかから、数がすごく増えてきたので、全部、一次審査を図書館の方でやっていただくのが難しいということでしょうか。

中央図書館長 昨年が2回目でしたので、1回目と比べましたところ、若干30作品ということで増えておりますけれども、それほど爆発的に数が増えているわけではございませんが、ただ、一定の規格を満たしていないものとか、簡単に審査できるものにつきましては事前に校内の方でご審査いただければというような趣旨で学校さんにお伝えしているところでございます。

委員長 同じようなもので、教育科学館の方もありますし、櫻井徳太郎賞もありますし、図書館の方の「調べる」は、歴史とか理科にとらわれず、広い範囲にわたって調べる学習をしていただけるといいな、算数とか国語の面での調べるでもいいかなと思っております。

高野委員 昨年、このコンクールの前に、各図書館で色々調べ学習の仕方の講座をやっていただいて、私は西台図書館の方と一緒に聞かせていただいたんですけども、図書館の職員の方が本当に熱心に教えてくださっていました。小学校へ出前講座をやっていただいたりということもあって、子供たちが、どうやってテーマを決めたり、研究を進めたらいいかということがとても分かりやすかったと思うので、今年度もまたそういうご予定はあるんでしょうか。

中央図書館長 そうですね。今、学校さんと色々この事業の詰めの部分をやってございまして、やはり学校の教職員の方から、事前の説明会とかやり方について図書館の職員から教えてほしいということのご希望がございまして、今年度も、昨年同様に取り組んでまいりたいと思っております。

委員長 よろしくお願いたします。

○報告事項

12. 読書感想文コンクール事業概要

(図-2・中央図書館)

委員長 では、報告12「読書感想文コンクール事業概要」について、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 では、資料「図-2」の読書感想文コンクールの事業概要についてご説明いたします。

趣旨につきましては記載のとおりで、この事業につきましては、全国大会の地区審査という形で位置づけられてございます。

2の板橋区読書感想文コンクールの概要につきましては、例年と特段の変更はございません。

区立小・中学校の教育会、学校図書館研究部及び中学校教育研究会国語科研究部で審査を行い、入賞作品を決定してまいります。

各賞の内訳及び表彰方法につきましては、資料のとおりでございます。

なお、入賞作品数につきましては、東京都から、その都度、年度単位でご提示がごございます。資料では、参考までに、平成25年度の数値で記載しているところをごございます。

なお、このコンクールで特選を受賞した作品につきましては、東京都読書感想文コンクールに出品いたします。そして、この東京都のコンクールで選ばれますと、全国のコンクールに出品されるという手順になります。

大まかなスケジュールにつきましては、(3)のとおりとなっております。

表彰式につきましては、先ほど報告いたしました調べる学習コンクールと同日に実施する予定でございます。

中央図書館からは、以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

読書感想文コンクールの作品も、毎年、素晴らしい作品をいつも拝見させていただいておりますので、今年も、ぜひ、よい作品が応募されることを期待しております。

○報告事項

13. 特別整理期間に伴う休館

清水図書館 6/9(月)～6/14(土) 6日間

蓮根図書館 6/23(月)～6/28(土) 6日間

(口頭・中央図書館)

委員長 では、報告13「特別整理期間に伴う休館」について、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 こちらは、口頭でのご報告となります。

平成26年度の図書館の休館日程につきましては、全館を既に一括して告示してございますが、直近の実施図書館につきまして報告するものでございます。

6月実施につきましては、記載のとおり、清水図書館、蓮根図書館で、各館とも、6日間実施いたします。

以上です。

委員長 これは、定例の休館ということで、よろしいでしょうか。

中央図書館長 はい。

委員長 それでは、次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありますか。

なければ、私の方から、二、三、報告させていただきます。

5月9日に、オーケストラ教室に行ってみりました。

これは、2日間にわたって4回開催しておりまして、その3回目の方に行った

んですけれども、13校の6年生が参加されておりました。

内容につきましては例年通りでありましたが、児童の皆さんは非常に静かに鑑賞していたと思います。全員の合唱ですとか、ラデツキー行進曲の手拍子も非常に元気にやっておりました。

それから、5月15日の予算説明会には、皆様にもご参加いただいておりますけれども、ご承知のとおり、参加者がちょっと少なかったのは残念でありますけれども、質問、提案等は活発に出ていたと思います。

なぜ参加者が少ないかと考えてみますと、予算を聞くだけでは余り面白くないので、講演でもあるといいかなとは思っておりますけれども、ただ、時間的な問題があるので、なかなか難しい面もあるかとは思っております。

それから、5月16日に志村第四中学校の学校公開に行つてまいりました。

金曜日でしたので、保護者の参加者はほとんどないぐらい少ない状態でしたが、生徒の皆さんは静かに授業を受けておりました。

先ほど申しあげましたように、40人学級で40人近いと、もう非常に教室が狭いというのと、あと、学校特有の臭いがよく目立ちました。

それから、5月17日は中台中学校の学校公開に行つてまいりまして、改築のためプレハブで授業を受けておりますけれども、非常に教室が新しくなったような感じを受けております。電子黒板を積極的に活用されておりましたので、もっとたくさん欲しいというようなお話もありました。

それから、同じく5月17日は成増小学校の学校公開に行つてまいりまして、ここは土曜日でしたので、就学前の幼児を含めて多数の参加者がありました。

たまたま算数で同じところを教えている幾つかの教室を回りましたけれども、数直線の書き方などで、先生によって、大きくきれいに書く先生とか、小さく書いてある先生とか色々あって、この辺は授業研究で話し合えば、もっといい方法に皆さんが統一できるのではないかなと思いました。

考えてみたら、自分でやるとしたら、物差しみたいな紙をつくってやるともっと分かりやすいかなというのを勝手に考えておりました。

増築の計画があるそうなんですけれども、できるだけ早くやってほしいという要望がありました。

私の方は以上でございます。

ほかにありましたら、どうぞ。

高野委員

私は、5月5日に徳丸の北野神社の獅子舞に行つてまいりました。

田遊びも伺っているんですが、大変地域の皆さんが協力して、四ツ竹踊りも一緒にご披露いただいて、大変素晴らしい地域だなというように改めて感じました。

あと、委員長の方からお話がありました予算説明会に、参加が少なかったということで、ちょっと私も周りのPTAの方に伺いましたら、まず、PTAの方も年度の変わりで、ちょうど「お手紙が来ていたかな」とかというところが何校もありました。5月というのは役員改選があつたり、総会の時期で、その辺の引き継ぎが上手くいってなかったような学校もありました。

それと、あと、内容について、委員長がおっしゃったように予算の説明だけというように思っているようなので、色々な日ごろからのご意見を伺える貴重な機会だということをもっと皆さんに分かっていただくと、参加が増えるのではないかなと思いました。

それと、若木小、中台中、板橋一小の学校公開に行ってみりましたが、始業の前に予鈴を鳴らして、始業のときに子供たちが全員着席して授業を始めるところを一生懸命取り組んでいたりと、また、ノート指導については、子供たちがみんなきれいなノートを書いていました。色々な取り組みが、早くも、4月、5月の時点で現れてきていて大変素晴らしいなと思いました。

委員長　ほかになれば。それでは、先ほど申し上げましたように、日程第二 議案第29号については非公開として聴取いたします。

なお、この議案をもって、本日の教育委員会は閉会いたしますので、傍聴の方はご退席願います。ありがとうございました。

(傍聴人 退席)

○議事

日程第二 議案第29号 区立学校副校長配置に係る内申について

(指導室)

(非 公 開)

委員長　以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

午前 11時 36分 閉会